独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第16号

蓮田都市計画事業菖蒲北部土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分の通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成24年２月３日

蓮田都市計画事業菖蒲北部土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　川村　祐一

記

１　氏名及び住所
氏名　吉祥院発起頼母子講管理人　小勝　治助
住所　南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲175番地
２　通知の内容
文書番号　（整理番号1007）し開063―219
平成23年12月７日
従前の土地
所在　久喜市菖蒲町菖蒲字太皷田3433
地目　田
登記簿地積　991㎡
基準地積　995.33㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
種別　１番抵当権
部分・符号　全部
権利価額　20,258,304円
換地処分後の土地
街区番号　５
所在　久喜市菖蒲町菖蒲字太皷田6002―22
地目　宅地
地積　472.34㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
部分・符号　全部
権利価額　20,252,980円
供託すべき金額　5,324円
記事　新井トモ子
従前の土地
所在　久喜市菖蒲町菖蒲字太皷田3530―１
地目　田
登記簿地積　714㎡
基準地積　717.12㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
種別　１番抵当権
部分・符号　全部
権利価額　14,787,278円
換地処分後の土地
街区番号　５
所在　久喜市菖蒲町菖蒲字太皷田6002―４
地目　宅地
地積　351.25㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
部分・符号　全部
権利価額　14,804,724円
清算金精算額　徴収17,446円
記事　岡野　守男
（教示）
１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第17号

蓮田都市計画事業菖蒲北部土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分の通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成24年２月３日

蓮田都市計画事業菖蒲北部土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　川村　祐一

記

１　氏名及び住所
氏名　河野　実藏
住所　南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲204番地
２　通知の内容
文書番号　（整理番号1009）し開063―219
平成23年12月７日
従前の土地
所在　久喜市菖蒲町菖蒲字寺田5104―２
地目　宅地
登記簿地積　198.34㎡
基準地積　220.24㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
種別　１番抵当権
部分・符号　全部
権利価額　9,675,006円
換地処分後の土地
街区番号　12
所在　久喜市菖蒲町菖蒲字寺田6009―13
地目　宅地
地積　213.87㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
部分・符号　全部
権利価額　9,676,942円
清算金精算額　徴収1,936円
記事　新井　英之
（教示）
１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第18号

蓮田都市計画事業菖蒲北部土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分の通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成24年２月３日

蓮田都市計画事業菖蒲北部土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　川村　祐一

記

１　氏名及び住所
氏名　頼母子講世話人　蓮見源之丞
住所　南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲166番地
２　通知の内容
文書番号　（整理番号1020）し開063―219
平成23年12月７日
従前の土地
所在　久喜市菖蒲町菖蒲字寺田4965―１
地目　田
登記簿地積　204㎡
基準地積　216.24㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
種別　１番抵当権
部分・符号　全部
権利価額　4,614,258円
換地処分後の土地
街区番号　13
所在　久喜市菖蒲町菖蒲字寺田6011―４
地目　宅地
地積　108.47㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
部分・符号　全部
権利価額　4,615,600円
清算金精算額　徴収1,342円
記事　新井　正夫